

# 山口県報

平成28年  
3月15日  
(火曜日)

## 目次

○条例  
山口県議会委員会条例の一部を改正する条例……………



山口県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

### 山口県条例第三十三号

山口県議会委員会条例の一部を改正する条例

山口県議会委員会条例（昭和三十一年山口県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「商工労働委員会」を「商工観光委員会」に改め、同条商工労働委員会に関する部分中「商工労働部」の下に、「観光スポーツ文化部」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に改正前の山口県議会委員会条例（以下「改正前の条例」という。）第二条に規定する商工労働委員会（以下「旧委員会」という。）の委員である者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）に、改正後の山口県議会委員会条例（以下「改正後の条例」という。）第五条第一項ただし書の規定により、改正後の条例第二条に規定する商工観光委員会（以下「新委員会」という。）の委員として指名されたものとみなす。

3 前項の規定により新委員会の委員として指名されたものとみなされる者の任期は、改正後の条例第三条第一項本文の規定にかかわらず、平成二十九年五月十二日までとする。

4 この条例の施行の際現に旧委員会の委員長及び副委員長である者は、施行日に、改正後の条例第七条第二項の規定により、新委員会の委員長及び副委員長として互選されたものとみなす。

5 この条例の施行の際現に改正前の条例第二条に規定する常任委員会に付託されている事件は、改正後の条例第二条の規定によりその事件を所管することとなる常任委員会に付託されたものとみなす。